

## 改元に関するご案内

日ごろより秋田銀行をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

天皇陛下の御退位および皇太子殿下の御即位にともない、5月1日に改元が行われます。お客さまとのお取引に関する主な事項について、弊行の取扱いを下記のとおりご案内申し上げますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

**Q1 「平成」が記載されている帳票はそのまま使用できますか。**

5月の改元以降も、「平成」表記の帳票はそのままご使用いただけます。

ただし、お手数ですが、元号部分を下記のとおり訂正いただきますようお願いいたします。

(訂正例) ① 令和

② 令和

~~平成~~1年5月7日

~~平成~~元年5月7日

※ 旧元号の訂正印は不要ですが、「年」(数字)を訂正する場合は訂正印の押印をお願いします。

なお、業務によっては取引印(場合により実印)による訂正をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

**Q2 「平成」と書かれた手形・小切手は使用できますか。また、「平成」表記の手形・小切手を取引先などから受け取っても問題はないですか。**

5月の改元以降も、「平成」表記の手形・小切手はそのままご使用いただけます。

ただし、ご使用にあたっては、お手数ですが、元号部分を下記のとおり訂正いただきますようお願いいたします。

(訂正例) ① 令和

② 令和

~~平成~~1年5月7日

~~平成~~元年5月7日

※ 旧元号の訂正印は不要ですが、「年」(数字)を訂正する場合は訂正印の押印をお願いします。

また、「平成」表記の手形・小切手を受け取っても問題はありません。

**Q3 新元号の手形・小切手を改元後すぐに使用したい。**

新元号が印刷された手形・小切手帳は現在、準備中です。大変恐れ入りますが、ご準備ができるまで、しばらくお待ち願います。

**Q4 運転免許証などで有効期限が「平成」と書かれているが、証明書として問題なく使用できるか。**

官公署発行の証明書(運転免許証、健康保険証等)におきましては、証明書の内容が旧元号で記載されていても、新元号に読み替えて有効な証明書としてお取り扱いします。元号の訂正も不要です。

(例) 運転免許証書 有効期限 平成33年5月1日

↓

令和 3年5月1日 令和に読み替えてお取り扱いします。

なお、業務によって各種証明書の有効期限(期間)が異なりますので、あらかじめご了承ください。

\*このほかご不明点がある場合は窓口までお申し付けください。

(以上)